

議案第17号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 本市が行った母子福祉資金の貸付け5件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 母子福祉資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる母子福祉資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額合計金1,463,269円並びにこれらに対する違約金

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸付けを行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の額	未払の利子の額
1	昭和51年 6月1日	北川 サカエ	熊本市東区東野 1丁目19番10号 江口コーポ102 号	金800,000円	金75,158円
2	平成12年 4月1日	木原 裕子	大阪市天王寺区 伶人町3番6号 ハイマート夕陽 丘2番館503号	金89,235円	金2,875円

3	平成14年 12月1日	勝山 美紀	大阪市住之江区 北島1丁目8番 6-307号	金236,000円	金11,072円
4	平成16年 11月1日	勝山 由紀	大阪市住之江区 御崎2丁目8番 10-602号	金154,373円	金4,408円

(2) 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸付けを 行った日	債務者名	住 所	未償還の元本の 額	未払の利子 の額
1	平成14年 8月1日	仲辻 知賀子	大阪市東住吉区 湯里3丁目2番 6-205号	金90,148円	-

4 放棄の理由 3の各号に掲げる理由

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った母子福祉資金の貸付け5件に係る各債務者に対する母子福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。